

交付申請書の記載等注意事項

- 「公職の候補者等の氏名」は、通称によらず戸籍名を記入してください。
- 「後援団体の名称」・「代表者の氏名」・「主たる事務所の所在地」には、政治資金規正法の規定に基づく届出内容を正確に記載してください。
- 「事務所の所在地」には、立札・看板等を掲示する事務所が特定できるよう、〇〇様方までご記入ください。
- 現在、立札・看板を使用していない後援団体が団体用証票の交付申請をされる場合は、政治団体設立届の写し及び当該団体に係る規約等の写しを添付してください。

なお、証票の既交付団体が更新のため交付申請をされる場合は、前記書類の添付の必要はありませんが、団体の名称変更や規約の改正など移動がある場合は異動届の写し及び規約等の写しを添付してください。

- 「立札等の枚数」については、1つの事務所において2枚までしか掲示できませんのでご注意ください。ただし、1つの事務所で候補者と後援団体それぞれの事務所を兼ねている場合は、それぞれで2枚まで掲示することができます。
- 事務所の実態のない場所、事務所から離れた場所への掲示はできませんのでご注意ください。
- 選挙運動期間中に立札・看板等を新たに掲示したり移動したりすることは、違反となりますのでご注意ください。